

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 20 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 5 月 28 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 臨時代理の要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、令和 2 年第 1 回東広島市議会臨時会提出議案（令和 2 年度東広島市一般会計補正予算（第 2 号）（教育委員会関係分））に対し、市長から意見を求められたため同意する必要性が生じたが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものである。

2 市議会提出議案の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

令和 2 年 5 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができ

る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1)～(5) ー略ー

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

令和2年度東広島市一般会計補正予算(第2号) (教育委員会関係分)

1 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入

(単位:千円)

款 項 目	補正額	事業名	内容
17款 県支出金			
2項 県補助金			
8目 教育費県補助金	960	教育支援体制整備事業費 県補助金	・市立幼稚園に加湿空気清浄機を購入するための対象経費分を増額
合 計	960		

(2) 歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	事業名	内容
10款 教育費			
2項 小学校費			
1目 学校管理費	18,230	小学校管理事業	・ハンドソープなどの保健衛生用品の購入にかかる消耗品費の増額 ・タブレットを1人1台使用するようになった際に増加する通信を分散させるため、学校から直接インターネットにつながる回線を増設することに伴う電信電話料の増額
	19,971	小学校情報機器管理事業	・ICT支援業務にかかる委託料の増額 ・タブレット1人1台整備の対象を全学年にしたことに伴う、学習用タブレット等のリースにかかる使用料及び賃借料の増額
	18,228	小学校通学支援事業	・乗車率の高いスクールバスについて、乗車密度の軽減を図るため、増便することに伴う委託料の増額
3項 中学校費			
1目 学校管理費	7,692	中学校管理事業	※小学校費と同様
	7,971	中学校情報機器管理事業	※小学校費と同様
	5,218	中学校通学支援事業	※小学校費と同様
4項 幼稚園費			
1目 幼稚園費	1,230	幼稚園管理事業	・ハンドソープなどの保健衛生用品の購入にかかる消耗品費と備品購入費を増額
5項 社会教育費			
2目 社会教育振興費	5,000	生涯学習活動推進事業	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活に困りごとを抱えている市民に対して、ボランティア活動を行う団体等を支援するための補助金を追加
合 計	83,540		